

リスト規制とキャッチオール規制の概要

リスト規制

【国際レジームで合意された貨物】 × 【全地域】

⇒輸出に際し、経済産業大臣の個別・包括許可が必要
(グループA向け輸出は一般包括が可能)

キャッチオール規制

【上記以外の全貨物】 × 【グループA以外の国・地域】

⇒輸出に際し、以下の条件を満たす場合、経済産業大臣の個別許可が必要

- ①経済産業大臣より通知があった場合(インフォーム要件)
- ②契約書等により兵器の開発等に用いられる懸念がある場合(客観要件)

4つの国際輸出管理レジーム(政令改正前)

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象 品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人 航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人 航空機、関連機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48カ国	42カ国+EU	35カ国	42カ国
4. 参加国	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国 </div>			
グループA	クroatia、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ	クroatia、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ	アイスランド、トルコ、	クroatia、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、
	ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン	ウクライナ	ロシア、ウクライナ	ロシア、ウクライナ
	ブラジル、メキシコ、	メキシコ	ブラジル	メキシコ
	中国	インド	インド	インド
	南アフリカ		南アフリカ	南アフリカ

国別・品目別許可手続き(政令改正後)

国別・品目別の個別の事情がある場合、この整理によらない場合もある。

機微度

輸出管理制度・運用等

品目 国別カテゴリー	キャッチオール 規制	リスト規制	
グループA (輸出令別表第3の国・地域)	×	<ul style="list-style-type: none"> 一般包括* 特別一般包括** 個別許可(原則、地方局等) 	個別許可 (原則、本省等)
グループB (輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> 特別一般包括 (韓国向け3品目を除く) 個別許可(原則、地方局等) 	個別許可 (原則、本省等)
グループC (グループABDのいずれにも該当しない国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> 特別一般包括 個別許可 (原則、地方局等) 	個別許可 (原則、本省等)
グループD (輸出令別表3の2、別表4の国・地域) (いわゆる「懸念国」)	○	個別許可 (原則、本省等)	

* 一般包括許可:

取得した企業は、個別許可の取得が不要となる。取得にあたって、輸出管理内部規定の整備は不要。

** 特別一般包括:

取得した企業は、個別許可の取得が不要となる。取得にあたって、輸出管理内部規定の整備等が要件。